

岡山市契約規則第89条に規定する公共工事前金払の取扱いについて

昭和62年4月1日

市告示第74号

岡山市公共工事前金払取扱要綱（昭和52年市告示第145号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第89条の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）附則第7条の規定により、公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前金払保証事業法」という。）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費について行う前金払について必要な事項を定めるものとする。

（前金払の対象となる契約）

第2条 前金払の対象となる契約は、市を発注者とする前条に規定する公共工事に係る契約であつて、当該請負契約で定めた請負代金額が1件300万円以上（土地の測量にあつては、当該請負代金額が1件200万円以上）で、かつ、工期が60日以上（土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造にあつては、当該請負代金額が1件3,000万円以上で、かつ、納入期限までの日数が90日以上）のものとする。

（前払金の額）

第3条 前金払により支払うことができる金額（以下「前払金の額」という。）は、当該請負代金額に別表に掲げる公共工事の種別の区分に従い、前払金の割合の欄に定める割合を乗じて得た金額以内の額とする。ただし、当該契約が、令第167条の10第1項の規定に基づき実施する低入札価格調査対象工事で、低入札価格調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と工事請負契約を締結した場合については、請負代金額の10分の2以内とし、令第167条の10第1項の規定に基づき実施する低入札価格調査対象コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）で、低入札価格調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と委託契約を締結した場合につ

いては、請負代金額の10分の1以内とする。

2 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる公共工事前払金は、前項の規定により算出した前払金の額を当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分し、初年度に係るものは初年度に支払い、以後の年度に係るものは当該各年度の予算の配当を待つて当該年度に支払うものとする。ただし、年度末に契約する場合、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、当該公共工事前年度年割額の範囲内で、初年度及び翌年度の出来高予定額に対応する金額の合計額を初年度に支払うことができるものとする。

3 債務負担行為等に係る2年度にわたる公共工事のうち工期が12か月以内のもの前払金は、前項の規定にかかわらず、当該公共工事前年度年割額の範囲内で第1項の規定により算出した前払金の額を初年度に支払うことができるものとする。

（前金払の請求）

第4条 前払金の支払を請求する者は、保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する前払金に係る出来高予定額の完成期限）を保証期限とし、前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求するときは、前金払請求書（別記様式）及び当該保証契約証書（正副2通）を市長に提出しなければならない。

（特別な契約事項）

第5条 前金払に係る公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前払金は、受注者が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。

(2) 第7条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること。

(3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

（前払金の支払）

第6条 市長は、適法な前払金の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、第4条第2項の規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(前払金の追加払又は返還)

第7条 市長は、工事内容の変更その他の理由により当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額を増額したときは、当該増額後の請負代金額について第3条第1項の規定により計算して得た額から既に支払った前払金額を差し引いた額を前払金として追加払することができる。

2 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った前払金額が減額後の請負代金額について第3条第1項の規定による割合に10分の1を加えた割合により計算して得た額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 受注者は、契約に定める場合を除き、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 岡山市御津支所及び岡山市灘崎支所の所管区域内における工事（市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第26号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約に係るものを除く。）のうち、平成18年6月30日までに発注されるものに係る前金払については、この告示の規定にかかわらず、それぞれ編入前の御津町財務規則（平成8年御津町規則第11号）及び編入前の御津町工事執行規則（平成10年御津町規則第14号）並びに編入前の灘崎町財務規則（昭和55年灘崎町規則第4号）及び編入前の灘崎町工事執行規則（昭和61年灘崎町規則第1号）の例による。
- 3 編入前の建部町及び編入前の瀬戸町において締結された契約に係る前金払の取扱いについては、この告示の規定にかかわらず、それぞれ編入前の建部町財務規則（昭和42年建部町規則第4号）及び編入前の建部町工事執行規則（平成17年建部町訓令第2号）並びに編入前の瀬戸町財務規則（昭和40年瀬戸町規則第72号）及び編入前の瀬戸町建設工事執行規則（昭和40年瀬戸町規則第75号）の例による。
- 4 前金払の対象となる契約は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる契約とする。
 - (1) 岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）別表第1共通専決事項3歳出予算の執行に関することの表第9号イ、第16号ウ及び第18号イに規定する契約課固有事項に係る契約（単価契約及び概算契約を除く。）
 - (2) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で、当該請負代金額が1件3,000万円以上であり、かつ、納入期限までの日数が90日以上である契約

附 則（平成2年市告示第108号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年市告示第303号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市告示第442号）

 - 1 この告示は、平成15年7月1日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の岡山市公共工事の前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行

の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成17年市告示第276号）

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市告示第771号）

- 1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱第10条の規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年市告示第75号）

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成20年市告示第220号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年市告示第418号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年市告示25号）

- 1 この告示は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年市告示322号）

- 1 この告示は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年市告示第 241 号）

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱第 10 条の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年市告示第 248 号）

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年市告示第 258 号）

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年市告示第 131 号）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年市告示第 269 号）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年市告示第 174 号）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 改正後の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年市告示第276号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市契約規則第89条に規定する公共工事前金払の取扱いについての規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約について適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年市告示第760号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市告示第249号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市契約規則第89条に規定する公共工事前金払の取扱いについての規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約について適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年市告示第274号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年市告示第424号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、令和3年4月1日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年市告示第155号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年市告示第215号）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

公 共 工 事 の 種 別	前払金の割合
土木建築に関する工事	1 0 分の 4
土木建築に関する工事の設計又は調査	1 0 分の 3
土地の測量	1 0 分の 3
土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造	1 0 分の 3

別記様式（第4条関係）

前金払請求書

年 月 日

岡山市長様

年 月 日付けで契約を締結した「
」
の前払金の支払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 請求金額 | 円 |
| 2 請負代金額 | 円 |
| 3 前金払対象額 | 円 |
| 4 受領済前金払額 | 円（ 年 月 日受領済） |
| | 円（ 年 月 日受領済） |
| | 円（ 年 月 日受領済） |
| 5 振込先口座 | 別に登録している工事前金払口座 |

受注者 所在地

商号又は名称